



福県医発第1389号(保)

平成15年10月31日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



明石浦国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について(通知)

明石浦国民健康保険組合の一部負担金割合が、平成15年12月1日より改正される旨、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。



15国援第503号の6

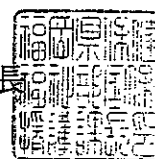
平成15年10月23日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、兵庫県健康生活部福祉局長から通知がありましたので、お知らせします。





国 第 1 5 7 9 - 3 号
平成 1 5 年 1 0 月 1 5 日

各都道府県国民健康保険担当部（局）長 様

兵庫県健康生活部福祉局長



明石浦国民健康保険組合の一部負担金割合の
改正について（通知）

明石浦国民健康保険組合から、一部負担金割合の変更について認可申請があり、国民健康保険法第 2 7 条第 2 項の規定により、申請のとおり認可しましたので、その旨を通知します。

なお、改正内容は別紙のとおりですので、関係機関へお知らせいただきますようお願いいたします。

明石浦国民健康保険組合規約の一部改正新旧対照表

改 正 前	改 正 案
(一部負担金) 第 14 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額に次の割合に相当する額とする。 <u>1 次の第4号及び第5号に掲げる場合以外の場合の組合員</u> <u>10分の2</u> <u>2 第3号から第5号に掲げる場合以外の場合の組合員以外の被保険者</u> <u>10分の3</u> <u>3 3歳に達する日の属する月以前である場合</u> <u>10分の2</u> <u>4 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）</u> <u>10分の1</u> <u>5 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上である時、ただし同条第4項の規定の適用を受ける者を除く。</u> <u>10分の2</u>	(一部負担金) 第 14 条 保険医療機関又は保険薬局について療養の給付を受ける際の一部負担金の額は、当該給付に要する費用の額に次の割合に相当する額とする。 <u>1 次号から第4号までに掲げる場合以外の場合</u> <u>10分の3</u> <u>2 3歳に達する日の属する月以前である場合</u> <u>10分の2</u> <u>3 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。）</u> <u>10分の1</u> <u>4 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者（70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者、その他国民健康保険施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項に規定する者に限る）について同条第2項に規定するところにより算定した所得の額が同条第3項に規定する額以上である時</u> <u>10分の2</u> 付則 1 この規約は、平成15年12月1日から施行する。